

規約改定（案）について

吉野川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「吉野川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、近年の各地における水災害の発生状況、気候変動による更なる激甚化・頻発化の予測を踏まえ、吉野川流域において、流域全体のあらゆる関係者が協働して被害を軽減させる水災害対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の左欄に掲げる会ごとに、それぞれ右欄に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本会議を進めていくにあたり、別表に掲げる構成員以外の者（吉野川流域内関係自治体等）についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 吉野川流域で行う流域治水の全体像の共有と検討。
- 2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策から構成される「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策（大規模氾濫減災協議会にて作成する「地域の取組方針」に位置付く取組を含む）の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所流域治水課、四国山地砂防事務所調査課、及び吉野川ダム統合管理事務所調査課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月20日から施行する。

(令和3年1月18日一部改正、同日施行)

(令和3年3月25日一部改正、同日施行)

(令和3年5月26日一部改正、同日施行)

(令和4年3月10日一部改正、同日施行)

(令和5年3月 8日一部改正、同日施行)

(令和6年3月26日一部改正、同日施行)

(令和7年3月13日一部改正、同日施行)

(令和8年3月17日一部改正、同日施行)

吉野川流域治水協議会 構成員

会	所属
吉野川流域治水協議会 (下流)	徳島市長
	鳴門市長
	吉野川市長
	阿波市長
	石井町長
	松茂町長
	北島町長
	藍住町長
	板野町長
	上板町長
	神山町長
	佐那河内村長
	徳島県 県土整備部長
	徳島県 農林水産部長
	徳島県 危機管理部 防災対策推進課長
	徳島県 危機管理部 消防保安課長
	徳島県 東部県土整備局長
	徳島県 東部農林水産局長
	水資源機構 吉野川上流総合管理所長
	水資源機構 吉野川下流総合管理所長
	林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 徳島水源林整備事務所長
	気象庁 徳島地方气象台長
	国土地理院 四国地方測量部長
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長	

吉野川流域治水協議会 構成員

会	所属
吉野川流域治水協議会 (中流)	美馬市長
	三好市長
	つるぎ町長
	東みよし町長
	徳島県 県土整備部長
	徳島県 農林水産部長
	徳島県 西部総合県民局 県土整備部長
	徳島県 西部総合県民局 農林水産部長
	徳島県 西部総合県民局 地域創生観光部長
	水資源機構 吉野川上流総合管理所長
	農林水産省 中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所長
	林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 徳島水源林整備事務所長
	気象庁 徳島地方気象台長
	国土地理院 四国地方測量部長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長	
吉野川流域治水協議会 (上流)	本山町長
	大豊町長
	土佐町長
	大川村長
	いの町長
	高知県 土木部長
	高知県 危機管理部長
	高知県 農業振興部長
	高知県 林業振興・環境部長
	水資源機構 吉野川上流総合管理所長
	林野庁 四国森林管理局 嶺北森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 高知水源林整備事務所長
	気象庁 高知地方気象台長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

吉野川流域治水協議会 オブザーバー

会	所属
吉野川流域治水協議会 (下流)	日本下水道事業団 中国・四国総合事務所 徳島事務所長
吉野川流域治水協議会 (下流・上流)	農林水産省 中国四国農政局 地方参事官 (各省調整)
吉野川流域治水協議会 (下流・中流・上流)	国土交通省 四国地方整備局 流域治水推進室 吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員 吉野川中流大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員

吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、吉野川下流の国及び徳島県管理区間で大規模氾濫が発生することを前提に河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表3のとおりとする。なお、対象河川以外の一級河川についても必要に応じて協議することができる。

(組織の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、出水期前に堤防の共同点検等を実施し状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の協議については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所流域治水課、徳島県県土整備部河川整備課及び吉野川下流水防連絡会事務局市町が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成28年 5月25日から施行する。

(平成29年5月23日一部改正、同日施行)

(平成30年5月29日一部改正、同日施行)

(令和 元年5月31日一部改正、同日施行)

(令和 2年5月21日一部改正、同日施行)

(令和 3年5月26日一部改正、同日施行)

(令和 5年3月 8日一部改正、同日施行)

(令和 6年3月26日一部改正、同日施行)

(令和 7年3月13日一部改正、同日施行)

(令和 8年3月17日一部改正、同日施行)

徳島市長
鳴門市長
吉野川市長
阿波市長
石井町長
松茂町長
北島町長
藍住町長
板野町長
上板町長

水資源機構 吉野川上流総合管理所長

水資源機構 吉野川下流総合管理所長

気象庁 徳島地方气象台長

国土交通省 国土地理院 四国地方測量部長

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長

国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

徳島県 県土整備部長

徳島県 県土整備部 東部県土整備局長

徳島県 危機管理部 防災対策推進課長

徳島県 危機管理部 消防保安課長

(オブザーバー)

四国電力株式会社 徳島支店

吉野川流域治水協議会 構成員

徳島市 河川水路課長、**危機管理局次長兼危機管理課長**
 鳴門市 土木課長、危機管理局参事官
 吉野川市 **監理課長兼工事検査室長**、危機管理課長
 阿波市 建設部次長（建設課長事務取扱）、危機管理課長
 石井町 建設課長、危機管理課長
 松茂町 建設課長、危機管理課長
 北島町 建設課長、危機情報管理課長
 藍住町 建設産業課長、**総務課長**
 板野町 建設課長、総務課長
 上板町 建設課長、**企画防災課長**
 徳島市消防局長
 鳴門市消防本部消防長
 板野東部消防組合消防本部消防長
 板野西部消防組合消防本部消防長
 徳島中央広域連合消防本部消防長
 名西消防組合消防本部消防長
 水資源機構 **吉野川上流総合管理所 管理課長**
 水資源機構 **吉野川下流総合管理所 工務課長**
 気象庁 徳島地方气象台 防災管理官
 国土交通省 国土地理院 四国地方測量部 防災・**地理空間情報管理官**
 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
 副所長＜流域治水＞、事業対策官、工務第一課長、流域治水課長、河川管理課長、
 防災課長、吉野川**下流**出張所長、旧吉野川出張所長
 国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 副所長
 徳島県 県土整備部 河川政策課 課長補佐
 徳島県 危機管理部 防災対策推進課 **主査兼係長**
 徳島県 危機管理部 消防保安課 **係長**
 徳島県 東部県土整備局〈徳島庁舎〉 次長（機能再生担当）
 徳島県 東部県土整備局〈吉野川庁舎〉 次長（工務担当）

（オブザーバー）

吉野川流域治水協議会 構成員

洪水予報河川

吉野川

水位周知河川

旧吉野川

今切川

宮川内谷川

飯尾川

新池川

川田川

江川

ほたる川

鮎喰川

園瀬川

吉野川中流大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「吉野川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、吉野川上流の国及び徳島県管理区間で大規模氾濫が発生することを前提に河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表3のとおりとする。なお、対象河川以外の一級河川についても必要に応じて協議することができる。

(組織の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、出水期前に堤防の共同点検等を実施し状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の協議については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所流域治水課、徳島県県土整備部河川整備課及び吉野川上流水防連絡会事務局市町が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成28年 5月19日から施行する。

(平成29年5月22日一部改正、同日施行)

(平成30年5月25日一部改正、同日施行)

(令和 元年5月14日一部改正、同日施行)

(令和 2年5月29日一部改正、同日施行)

(令和 3年5月26日一部改正、同日施行)

(令和 5年3月 8日一部改正、同日施行)

(令和 6年3月26日一部改正、同日施行)

(令和 7年3月13日一部改正、同日施行)

(令和 8年3月17日一部改正、同日施行)

美馬市長

三好市長

つるぎ町長

東みよし町長

水資源機構 吉野川上流総合管理所長

気象庁 徳島地方气象台長

国土交通省 国土地理院 四国地方測量部長

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長

国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

徳島県 県土整備部長

徳島県 西部総合県民局 県土整備部長

徳島県 西部総合県民局 地域創生観光部長

(オブザーバー)

四国電力株式会社 徳島支店

吉野川流域治水協議会 構成員

美馬市 都市政策課長、危機管理課長
 三好市 管理課長、危機管理課長
 つるぎ町 管理防災課長
 東みよし町 建設課長、危機管理課長
 美馬市消防本部消防長
 美馬西部消防組合消防本部消防長
 みよし広域連合消防本部消防長
 水資源機構 吉野川上流総合管理所 管理課長
 気象庁 徳島地方气象台 防災管理官
 国土交通省 国土地理院 四国地方測量部 防災・地理空間情報管理官
 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
 副所長<流域治水>、事業対策官、工務第一課長、流域治水課長、河川管理課長、
 防災課長、吉野川上流出張所長
 国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 副所長
 徳島県 県土整備部 河川政策課 課長補佐
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（美馬） 次長（社会基盤施設担当）
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（三好） 次長
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（美馬） 課長（予防保全・管理担当）
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（三好） 課長（予防保全・管理担当）
 徳島県 西部総合県民局 地域創生部（美馬） 課長（危機管理担当）

（オブザーバー）

吉野川流域治水協議会 構成員

洪水予報河川
吉野川

水位周知河川
貞光川